

平成20年第1回  
美唄市議会定例会会議録  
平成20年3月25日（金曜日）  
午前10時02分 開会

---

## ◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第19号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
- 2 議案第20号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件（総務・文教）
- 3 議案第21号美唄市職員定数条例の一部改正の件（総務・文教）
- 4 議案第22号美唄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
- 5 議案第23号美唄市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
- 6 議案第24号美唄市立教育研究所設置条例廃止の件（総務・文教）
- 7 議案第25号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 8 議案第26号美唄市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 9 議案第27号美唄市後期高齢者医療に関する条例制定の件（産業・厚生）
- 10 議案第28号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 11 議案第29号美唄市医療費助成条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 12 議案第30号美唄市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の件（産業・厚生）
- 13 議案第31号美唄市美しきまちづくり条例制定の件（産業・厚生）
- 14 議案第32号美唄市特別会計条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 15 議案第33号美唄市土地区画整理事業基金条例廃止の件（産業・厚生）
- 16 議案第34号市道路線の認定及び廃止の件（産業・厚生）
- 17 議案第35号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 18 議案第36号市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 19 議案第38号平成19年度美唄市一般会計補正予算（第6号）（予算審査特別）
- 20 議案第39号平成19年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第3号）（予算審査特別）
- 21 議案第40号平成19年度美唄市老人保健会計補正予算（第3号）（予算審査特別）
- 22 議案第41号平成19年度美唄市下水道会計補正予算（第2号）（予算審査特別）
- 23 議案第8号平成20年度美唄市一般会計予算（予算審査特別）
- 24 議案第9号平成20年度美唄市民バス会計予算（予算審査特別）

- 25 議案第 10 号平成 20 年度美唄市国民健康保険会計予算（予算審査特別）
- 26 議案第 11 号平成 20 年度美唄市老人保健会計予算（予算審査特別）
- 27 議案第 12 号平成 20 年度美唄市下水道会計予算（予算審査特別）
- 28 議案第 13 号平成 20 年度美唄市介護保険会計予算（予算審査特別）
- 29 議案第 14 号平成 20 年度美唄市介護サービス事業会計予算（予算審査特別）
- 30 議案第 15 号平成 20 年度美唄市後期高齢者医療会計予算（予算審査特別）
- 31 議案第 16 号平成 20 年度市立美唄病院事業会計予算（予算審査特別）
- 32 議案第 17 号平成 20 年度美唄市水道事業会計予算（予算審査特別）
- 33 議案第 18 号平成 20 年度美唄市工業用水道事業会計予算（予算審査特別）
- 第 3 議案第 37 号財政調整基金の一部積立て停止の件
- 第 4 承認第 1 号総務・文教委員会所管事務調査の件
- 第 5 承認第 2 号産業・厚生委員会所管事務調査の件
- 第 6 承認第 3 号議会運営委員会所管事務調査の件
- 第 7 意見書案第 2 号地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備を国が推し進めることを求める意見書
- 第 8 意見書案第 3 号高齢者に負担増と差別医療を強いる 2008 年 4 月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書

第 9 意見書案第 4 号北海道の消防広域化に関する意見書

◎出席議員（15名）

議長	林	国	夫	君
副議長	内馬場	克	康	君
1 番	吉	岡	文	子
2 番	森	川		明
3 番	五	十	嵐	聡
4 番	高	橋	幹	夫
6 番	阿	部	義	一
7 番	長	谷	川	吉
8 番	米	田	良	克
9 番	白	木	優	志
10 番	小	関	勝	教
11 番	土	井	敏	興
12 番	本	郷	幸	治
13 番	紫	藤	政	則
15 番	谷	村	孝	一

◎出席説明員

市	長	桜	井	道	夫	君
副	市	長	佐	藤	昭	雄
総	務	部	長	板	東	知
市	民	部	長	岩	本	良
保健福祉部長兼福祉事務所長				中	川	直
商工交流部長				酒	卷	進
農政部長				林		信
都市整備部長				加	藤	誠
市立美唄病院事務局長				三	谷	純
消	防	長		佐	藤	賢
総務部総務課長				市	川	厚
総務部総務課総務係長				村	上	孝

教育委員会委員長 白戸仁康君  
教 育 長 村上忠雄君  
教 育 部 長 安田昌彰君

---

選挙管理委員会委員長 熊野宗男君  
事 務 局 長 大道良裕君

---

農業委員会会長 佐藤博道君  
農業委員会事務局長 山崎一広君

---

監 査 委 員 川村英昭君  
監査事務局長 嵯峨和樹君

---

#### ◎事務局職員出席者

事 務 局 長 藤井英昭君  
次 長 和田友子君  
総 務 係 長 濱砂邦昭君

---

午前10時02分

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

---

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13番 紫藤政則議員

15番 谷村孝一議員

を指名いたします。

---

●議長林 国夫君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第19号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件ないし順序33、議案第18号平成20年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上33件を一括議題とい

たします。

本件について委員長の報告を求めます。

これより議案第19号ないし議案第24号の以上6件について、土井総務・文教委員長。

●総務・文教委員長土井敏興議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第19号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件、議案第20号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件、議案第21号美唄市職員定数条例の一部改正の件、議案第22号美唄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正の件、議案第23号美唄市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正の件、及び議案第24号美唄市立教育研究所設置条例廃止の件の以上6件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに、結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月11日委員会を招集して、審査いたしました。

各議案審査における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

はじめに、議案第19号について申し上げます。

救急外来診療手当は平日と休診日で3万円の違いがあるのに、救急診療待機手当は平日・休診日とも2,000円となっているが、その違いについて。との質疑に対して、救急診療待機手当については、他市の状況を調査した平均が、平日1,904円、休診日4,085円ということで、この平均値に合わせた。休診日は朝から翌朝までのふたコマある

ため、ひとコマ2,000円として、トータル4,000円となる計算。

救急外来診療手当については、外部のドクターを招へいして、土日に外来診療をお願いする形になり、休診日は、10万円、平日が7万円という形で、医師会と連携を図ることとなる。

当院の医師は、平日休日含め当直手当2万円を支給しており、外部医師との均衡もあるため、平日は特勤5万円と当直手当2万円、休診日は特勤8万円と当直手当2万円ということで、外部から招へいするドクターに合わせたもの。との答弁。

市立病院については、経営体制のスリム化をしていかなければならないのに、経費が増額になっている。健全経営に向けて取り組むということとの整合性はどうか。との質疑に対して、経費削減を検討しなければならない部分と、地域医療を確保しなければならないという、相反する二つの課題がある。今回労災病院が救急告示を行わないこととなり、何としても救急医療を確保しなくてはならない。病院独自としてスリム化すべきものはスリム化していくが、救急医療体制を確保するために、特殊勤務手当を創設するものである。との答弁。

医学調査研究手当が一律4万円減額されるが、医師から異議はなかったのか。との質疑に対して、平成4年までは医師の時間外手当を支給していたが、平成5年からは時間外手当相当分4万円を、医学調査研究手当に組み込み、時間外を支

給しないという形で進んできた。

今回、救急医療や労働基準法等の関係もあり、平成4年の取り扱いに戻すということで、医師に説明し同意を得ている。との答弁。

次に、議案第20号について申し上げます。

市の財政が厳しいことから、特別職の報酬が減額されているが、財政が改善された時には元に戻していくのか。との質疑に対して、特別職の報酬については、報酬審議会を基本にしながら、その時々々の社会情勢の変化や、他の自治体の状況等も勘案しながら、随時改定するものであると考えている。との答弁。

次に、議案第21号について申し上げます。

各部署別での、現在の職員数はどうなっているのか。との質疑に対し、19年4月1日現在、市長部局の一般部局が248人。市立美唄病院120人。水道事業が16人。議会事務局5人。選挙管理委員会事務局が2人、監査事務局が3人。農業委員会事務局5人。教育委員会58人。消防48人。合計505人である。との答弁。

2006年骨太方針で示されている、総職員数純減目標値の5.7%減という根拠は何か。との質疑に対して、マイナスの目標数値の考え方については、過去の公務員の純減の数字、過去5年間の国家公務員の削減目標数値であり、これに準じて地方公共団体もならってやってくださいという内容。国家公務員削減を

加味した、新しい積算方法が出てきたモデルが新定員、新指標に基づく定員管理数字ということで、政策的に公務員を減らすという要素を含んだものが、新定員モデルという形で出てきている。との答弁。

年齢構成等を加味して、今後新入職員の採用はしないのか。との質疑に対して、毎年少なくとも、年齢的な段差を生じないため、採用して平準化するのが基本と考えている。定員適正化計画は、採用は19年度までやっていた。20年度については、病院の大きな動きがあり、職員の配置転換等も見込まれた中で、採用については見送った。職員の実態動向を踏まえながら、必要な職員については採用の方向で検討していきたい。との答弁。

臨時嘱託職員について、いきなり仕事がなくなって困るという部分がある。その後のフォローについて、心ある扱いをお願いしたいと思うが、その辺の考えについて、との質疑に対し、家庭の事情や周囲の実態というものがいろいろあるので、それぞれ担当で配慮した中で、今後の任用について相談を受けて取り進めている。今後も最大限の配慮をしていきたいと考えている。との答弁。

次に、議案第22号、23号については、質疑はありませんでした。

次に議案第24号について申し上げます。

教育研究所で保管されていた、たくさんの資料については今後どのように扱うのか。との質疑に対して、資料につい

ては、教職員の業務の参考とする等、広く活用が行われている部分もあるので、利用しやすい環境の場所で保管をしていきたいと考えている。との答弁。

結果といたしまして、議案第19号ないし、議案第24号の以上6件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に、議案第25号ないし議案第36号の以上12件について、紫藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第25号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件、議案第26号美唄市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正の件、議案第27号美唄市後期高齢者医療に関する条例制定の件、議案第28号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第29号美唄市医療費助成条例の一部改正の件、議案第30号美唄市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の件、議案第31号美唄市美しきまちづくり条例制定の件、議案第32号美唄市特別会計条例の一部改正の件、議案第33号美唄市土地区画整理事業基金条例廃止の件、議案第34号市道路線の認定及び廃止の件、議案第35号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件及び議案第36号市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件の以上

12件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに、結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月11日及び24日の2日間、委員会を招集して、審査いたしました。

24日の委員会につきましては、議案第31号美唄市美しきまちづくり条例制定の件の委員会で行いました。

初めに、議案第25号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件でございますが、児童の属する世帯の階層区分D1ないしD4で、所得税の額の区分に変更があるが、予算組みで影響があるか、との質疑に対し、定率減税の廃止や所得税の税源移譲に伴う税額調整であることから予算には影響しないとの答弁。

へき地保育所5箇所の入所状況はどうかとの質疑に対し、昨年4月1日は5箇所合計で定員225人に対し、入所141人、本年2月1日現在の入所予定人員は定員225人に対し、入所137人となっており、入所率は62.7%から60.9%となった。大きな変化はない、との答弁。

へき地保育所は働くお母さんのためにも灯を消すべきではない、との質疑に対し、自立推進計画に基づいて対応したい、との答弁。

次に、議案第26号は質疑はございませんでした。

次に、議案第27号美唄市後期高齢者医療に関する条例制定の件のうち質疑答弁の主なものを申し上げます。

後期高齢者医療の対象者は何人で、負担増になる人は何人か、との質疑に対し、08年1月末で加入予定者は4,690人、負担増の詳細は不明との答弁。市民説明会にどういう説明をするのか、との質疑に対し、新制度の内容や自身の保険料がどうなるのかが関心の高いところなので、モデル参考例を示して対応したい、との答弁。

加入予定者4,690人の中に今まで国保に加入していた人は何人になるのか、との質疑に対し、3,900人が国保から移行になる。との答弁。

国保の収納率への影響は、との質疑に対し、収納率の高い層が移行となるため、1ないし2%の低下が予想される、との答弁。

4月の年金から天引きされるが、所得をどう把握するのか、との質疑に対し、最初の4月から8月までは平成18年度の所得で仮算定し仮徴収をする。平成19年度の所得確定後、本徴収となりその差額は10月以降で調整することとなる。との答弁。

所得割額、均等割額が各市町村で異なる場合はどう調整されるのか、との質疑に対し、北海道後期高齢者医療広域連合議会において所得割9.63%、均等割43,143円と決定した。下回る15の市町村はそのままとすることとなった。との答弁。

次に、議案第28号国民健康保険条例の一部改正の件の審査における質疑答弁の1点について申し上げます。

法改正により、保険者に特定健康審査が義務付けられるが、そのことによる効果が出ている取り組みの先進例を把握しているか、との質疑に対し、特定保険指導の先進例は押さえていない、との答弁。

次に、議案第 29 号美唄市医療費助成条例の一部改正の件についての質疑答弁の主なものを申し上げます。

乳幼児助成の改正内容は、との質疑に対し、助成の対象となる乳幼児について、対象を就学時児童から小学生まで拡大することになる。これは道の補助要綱に基づくものである。との答弁。

新たに対象となる精神障害保健福祉手帳 1 級に該当する人は何人か、との質疑に対し、道からの連絡では 15 人、との答弁。

次に、議案第 30 号美唄市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の件でございますが、審査における質疑答弁の主なものを申し上げます。

郵便局に取り扱わせる事務手数料の内容はどうなっているのか、との質疑に対し、1 件あたり 168 円で南美唄の昨年 9 月から本年 3 月末までの実績で 247 件、341 通取扱い、支払った手数料は 41,496 円、一方市には 11 万 0,900 円の収入があった。との答弁。

峰延地域に関して、郵便局に南美唄同様、郵便局に取り扱わせる考えはないか、との質疑に対し、地元と協議したい、との答弁。

南美唄での市民の待ち時間はどの程

度か、との質疑に対し、専用ファックスで対応しているがおおよそ 5 分程度、長くても 15 程度で事務処理をしている。との答弁。

次に、議案第 31 号美唄市美しきまちづくり条例制定の件についての質疑答弁の主なものを申し上げます。

条例上罰則等の規程は明文化されていないが、この罰則等はどのような扱いになるのか、との質疑に対し、廃棄物処理法や軽犯罪法等個別法の定めによることとなる。との答弁。

環境基本計画、年次計画等の公表、そして報告書の様式等はどうなるのか、質疑に対し、環境基本計画は策定次第公表し、年次報告はごみ処理状況等の報告を考えている。様式は現時点ではまだ決めていない。との答弁。

推進月間は 5 月とあるが、秋にもう 1 回ぐらい加えるべきではないか、との質疑に対し、5 月は雪解けのごみが散乱しており、一斉クリーン作戦、すでに実施をしているこのクリーン作戦をこの事業で取り扱う推進月間として想定している。との答弁。

循環型社会を定義し、用語解説に加えるべきではないか、との質疑に対し、環境基本法の定めに従い本文で示している、との答弁。

パブリックコメントの内容は、との質疑に対し、1 つ、違反者への罰則を定めるべき、2 つ、「であり」体を「ます」体に統一すべき、3、条文の解説書を作るべき等がそれぞれ市としてパブリッ

クコメントに対して回答している。との答弁がございました。

野生動物が今後どうなるのか、推進管理を行なうためにも実態調査が必要では、との質疑に対し、環境基本計画策定時に考えたい、との答弁。

22条の土地所有者等の責務は、ある意味縛りであり、行政からの押し付けと感じられる、おかしい、との質疑に対し、市としてポイ捨て防止の看板を提供することを考えている。との答弁。

事業者はそれぞれ努力している。本来市がやるべき公園の草刈等がやられていない。市として相当の覚悟で望むべきだ。との質疑に対し、市としてもやるし、環境基本計画につなげていく。との答弁。

環境基本計画はいつ作るのか。との質疑に対し、深川は条例制定後3年で策定をしたと承知をしている。市として、なるべく早く策定をしたいと考えている。との答弁。

22条の条項は個人の所有地に関してまで踏み込む規定になっている。そうすべきではない、との質疑に対し、ポイ捨てのターゲットにならないよう措置すべきと考えて22条を提案した、との答弁。

次に、議案第32号の審査において、質疑はありませんでした。

次に、議案第33号の審査においても質疑はありませんでした。

次に、議案第34号の審査における質疑答弁の1点について申し上げます。

これは市道路線の認定・廃止の件であ

ります。

東2条通歩行者道は歩行者の安全上、自転車止めが必要ではないか。との質疑に対し、今後検討したい。との答弁。

次に議案第35号の審査における質疑答弁の主なものを申し上げます。

35号は公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例改正の件であります。

自己啓発とは何か、との質疑に対し、大学等への就学、外国への奉仕活動が対象となる。との答弁。

育児休業の取得実績があるか、また、欠員対応をどうしているのか、との質疑に対し、1名の実績がある。欠員対応は臨時職員で対応している。との答弁。

次に議案第36号市立美唄病院の設置等に関する条例の一部改正の件ですが、質疑答弁の主なものを申し上げます。

休棟する45床は交付税に算入されるのか、との質疑に対し、交付税算入に影響はない、との答弁。

病床利用率の分母がこのままでガイドラインに定める70%に到達するのか、との質疑に対し、70%には届かない、50%を切る可能性もあるが、西4階は医師の確保をした場合、再開できるよう許可病床は残したい。との答弁。

結果といたしまして、議案第25号及び議案第26号、議案第28号ないし議案第30号、議案第32号ないし議案第36号の以上10件につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 27 号につきましては、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 31 号については、報告書記載のとおり、第 22 条中、「土地に空き缶、たばこの吸殻等、その他の廃棄物が捨てられないように必要な措置を講じます」を「土地の良好な環境の確保について配慮するよう努めます」に改め、修正可決すべきものとし、修正部分を除くその他の部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長林 国夫君 次に、議案第 38 号平成 19 年度美唄市一般会計補正予算（第 6 号）ないし議案第 18 号平成 20 年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上 15 件について五十嵐予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長五十嵐聡議員（登壇）  
ただいま議題となりました、議案第 38 号平成 19 年度美唄市一般会計補正予算（第 6 号）、議案第 39 号平成 19 年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第 3 号）、議案第 40 号平成 19 年度美唄市老人保健会計補正予算（第 3 号）、議案第 41 号平成 19 年度美唄市下水道会計補正予算（第 2 号）、議案第 8 号平成 20 年度美唄市一般会計予算、議案第 9 号平成 20 年度美唄市民バス会計予算、議案第 10 号平成 20 年度美唄市国民健康保険会計予算、議案第 11 号平成 20 年度美唄市老人保健会計予算、議案第 12

号平成 20 年度美唄市下水道会計予算、議案第 13 号平成 20 年度美唄市介護保険会計予算、議案第 14 号平成 20 年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第 15 号平成 20 年度美唄市後期高齢者医療会計予算、議案第 16 号平成 20 年度市立美唄病院事業会計予算、議案第 17 号平成 20 年度美唄市水道事業会計予算、及び、議案第 18 号平成 20 年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上 15 件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3 月 13 日及び 14 日、3 月 17 日ないし 19 日、3 月 21 日の 6 日間、委員会を招集して審査をいたしました。

まず初めに、議案第 38 号平成 19 年度美唄市一般会計補正予算（第 6 号）に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

まず初めに、今回、地方債について補正されているが、退職手当債、減収補てん債の発行理由、退職手当債は限度額が設定されているが、積算の基礎、予定される借入先、利率、償還期間はどのようになるのか、との質疑に対し、国の地方債計画で、平成 18 年度から退職手当債については一定の地方債が措置され、計画に盛り込まれたところである。

退職手当債の目的は、団塊世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処しつつ、将来の人件費の削減に取り組む自治体を対象に措置するとい

う事で18年度から創設された制度である、本市において19年は、定年退職・早期退職を合わせて、大幅な増加が見込まれるという事から、退職手当債について申請をしているところである。

減収補てん債については、国の補正予算において措置されたものであり、実際の法人市民税の法人税割と利子割交付金に、実際の交付税の収入額で見られた収入額と乖離がある場合、減収補てん債を発行し、財源不足に充てる事が出来る制度となったこと。

本市の場合は、法人税割がおおよそ2,000万円程度の収入不足が見込まれることから、今年度、減収補てん債の申請をしているところである。

借入先は基本的に民間資金を想定している。償還期間については、おおむね10年程度で現在見込んでいる。利率については、今後、条件等について民間資金の中で協議し、1%台と考えている。との答弁。

次に、後期高齢者医療設立準備事業の事業内容・委託先は、との質疑に対し、平成20年4月1日から始まる後期高齢者医療制度に伴い、電算システムの改修を本年度中に完成するよう今準備を進めているところであり、昨年、国において閣議決定した被用者保険、被扶養者を対象とした保険料負担の半年間凍結、また、保険料の均等割額の9割まで減額すると、これは20年度に限り軽減策を図るという形で決まったところであり、システム改修が当初の時点では想定さ

れていなかったため、緊急的に対応するシステム改修経費である。

委託先は、現在、当初から進めているシステム改修は三菱・BMCであるため同社を予定している。との答弁がありました。

次に、議案第8号、平成20年度美唄市一般会計予算に対する質疑に入りました。

以下、その主なものについて申し上げます。

第1款議会費、第2款総務費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、地域応援チームについて、本年度から3地区で一部実施という話を聞いているが、どのような地域か、また、地域を選定した基準、地域の課題の取り扱い方について、との質疑に対し、地域の皆さん方と一緒に課題を解決するという目的により、課長職で構成するチーム編成とし、その構成については職員が居住している地域とは別に設定している。今年度の10月頃から第1連合町内会、進徳東団地町内会、南美唄上2条1丁目団地町内会を3つのモデル地区と指定し活動を開始している。モデル地区の選定は公募の形をとっており、地域から課題が出た場合、地域応援チームが、その課題解決に向けて地域に出向いていき、あくまでも地域の主体的な意思を尊重した上でお手伝いをしていくという考え方に基づいて活動していこうという考え方である。との答弁。

次に、広報誌メロディ配布に伴うアンケート調査の内容、今後の配付の考え方について、との質疑に対し、昨年11月に20年度に広報誌の配布謝礼を無くした場合、引き続き配付協力についてのアンケート調査を実施し、その結果、187の町内会・自治会から回答があった。今後も「配布協力します」という町内会・自治会が169団体、「協力できかねる」が18団体、そのほか、約96団体が未回答であった。今後、配付に協力いただけない町内会等に対しては、改めてお願いし、それでもなお難しいということになれば、配付が必要な町内会の名簿と世帯の配置図をいただいた上で職員が可能な限り配付に努めたい。との答弁。

次に、南空知ふるさと市町村圏組合事務について、この組合の存立そのものが使命を果たしたのではないかという議論経過があるが、組合が解散になった場合、美唄市にいくら戻ってくるのか、今後の広域圏のあり方について内部議論したことがあるか、との質疑に対し、組合の解散により戻ってくる金額としては、美唄市から拠出した1億3,000万程度である。また、構成市町村は財政的に非常に逼迫している状況であり、それぞれ地域振興を進めていかなければならない課題もあることから、この組合の存続意義はまだあり今後も継続する方向で協議が進んでいるところである、広域行政の必要性、さらに何をやるかということを引きつと詰りながら今後早

急に検討したい、との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、峰延福祉会館建設に係る事業着手時期・完成時期、また、特定財源の見通しを踏まえた上で、事業にかかるべきではないか、との質疑に対し、現在、建築住宅課との打ち合わせの段階だが、今年11月末までに施設完成を予定している。また、財政運営上の基本原則として、確実な歳入をもって事業にあたるのが基本だと考えている。美唄市の起債は依然として許可制であることから、財政全般の運営状況を把握しながら公債費負担適正化計画の範囲内で各種財源の目途をつけながら予算執行に当たっていききたい。との答弁。

次に、老人医療費助成事業の減額理由、後期高齢者医療との関係について、との質疑に対し、この事業は、北海道の医療費給付事業が平成19年度末で終了することから、本市においても同様に終了することとしており、平成20年度予算については月遅れの3月給付分だけを計上している。なお、この事業と後期高齢者医療との関係は特にない。との答弁。

次に、福祉灯油事業について、前回の補正からどこをどう拡充するのか、また、道や国の動向、他市町村の実態を踏まえ、現在の対象者の見直しはどのように考えているのか、との質疑に対し、拡充については1世帯あたりの給付額を4,000円から5,000円に引き上げるも

のであり、対象者については変更していない、また、福祉灯油事業についてはまだまだ不十分であり、対象者の拡大や金額の充実に向け、国等に対してしっかりと支援することの要望をしながら検討を進めたい、との答弁。

次に、恵風園で事務・介護・給食・清掃等に従事している人の人員配置が適正か、その検証をしているのか、また、民営化に向けた調査会等が今後必要になってくるのではないかと、との質疑に対し、事務職5名、看護師2名、支援員11名で業務を行っており、老人福祉法の中に職員・介護員・支援員の基準により適正に配置されている。また、民営化に関する調査会については平成15年から恵風園恵祥園の民営化検討委員会という庁内組織を設け、民営化に向けた検討を進めており、本年度中に方向性を出すよう進めている、との答弁。

次に、美唄市の市立保育所並びにへき地保育所設置年度から見て、耐震についてはどのように考えているのか、との質疑に対し、中央保育所 昭和45年10月、西保育所 昭和48年11月、東保育所 昭和50年12月、三井美唄保育所は、火災により改築しているため昭和63年11月設置、へき地保育所の双葉保育園は昭和54年11月、峰延保育所は平成5年10月、西美唄保育園は平成12年1月、進徳保育園は昭和55年9月、中村みのり保育所は昭和63年11月となっている。耐震診断等については、相当年数が経っている部分であるも

の、実際には実施しておらず、基本的に平屋建てということですので倒壊の危険がないと聞いている。との答弁。

次に、美唄市内における生活保護世帯数、平均支給額はどのぐらいになっているか、また、美唄市において過去に扶助費の不正受給者がいたのか、障害者手帳が交付された方の中で問題が無かったかどうか、との質疑に対し、生活保護に対する世帯数は、平成20年1月末現在で614世帯、平均支給額は、平成18年度1世帯当たり、医療扶助を除くと7万4,685円。医療扶助を含むと18万1,168円という状況である。

また、法の中で定められている費用の返還等については63条と78条の規定がある。63条の返還について今現在では48件、収入未済額904万5,806円。78条は、27件で1,321万9,547円という状況。障害者手帳の関係は、札幌の医療機関からの診断等により障害の認定を受けている方は現在5名であり、2名は自主的に返還、2名は調査の対象、1名は申請を取り下げるという状況である。との答弁。

次に、ごみ処理体系再構築事業に係る事業内容、再検討する場合のメンバー、結論を出す時期、従来の協議会構成自治体の考え方が一致して取り組むのか、との質疑に対し、南空知地域広域化検討協議会において、生ごみを含む焼却施設の規模、施設の設置場所等を検討、構成自治体の状況が大きく変化し、当初計画である平成24年度からの広域処理が現

在の進捗状況から難しいと判断されたことから、今後、費用対効果の視点で焼却以外の中間処理施設、自己処理方式を含めた様々な処理方式について調査・研究することとしている。具体的な検討については20年度の先進地視察等を含めて検討したい。との答弁。

次に、宮島沼自然環境保全基礎調査事業の内容及び事業期間について、との質疑に対し、平成19年度から環境省が直轄事業で実施している「自然再生事業」に合わせ、地元負担ということで1割程度の事業を地元でもやっていただきたいということで、国は19年度20年度5,000万円を予定しており、それに見合う地元の事業として500万円を計上しているところである。内容については宮島沼湿地センター管理運営にかかる嘱託職員の人件費、消耗品、公用車のリース料などである。また、事業期間については、現在、国では1ヶ所2億円程度で事業を進めており、19年度は宮島沼の保全事業基本計画が策定されることとなっている、20年度についても同じく計画の策定、21年度以降に事業着手が想定されるが、その金額・工期等については承知していない、との答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、季節労働者通年雇用促進支援事業に係る具体的な事業内容・今後の方向性について、との質疑に対し、この事

業は、冬季技能講習の廃止に変わって国が打ち出した季節労働者対策の一つであり、市町村や地域の経済団体等で構成する協議会に対し、その協議会が季節労働者の通年雇用を行なう場合に対して国が委託するものである。国の受託事業と地域の取り組み事業を行なうことが条件となっており、美唄においても平成19年度の途中から、商工会議所をはじめとする各種団体で協議会を設立し、国の公募に応募して委託を受けたところである。北海道の季節労働者は建設関係の方が多く、公共事業等も少なくなってきたことから、今後、市として国の施策を活用しながら大きな景気の流に期待し、季節労働者の通年雇用化に向けた施策の推進に努めたい、との答弁。

次に、労働行政として、冬季に余儀なく離職される方々の支援についてどのような施策を講じていこうとしているのか、との質疑に対し、季節労働者の方に対して、市の独自施策として冬季就労事業を行なっている。例年90人ほど就労していたが、今年度については35名の就労となった。このほか、技能を高めるための求職者、もしくは離職者等のスキルアップを図るための支援も行なっている。また、支援先である地域人材開発センターに運営負担で支援しており、あらゆる方のスキルアップを図っていききたい。との答弁。

次に、食の駅調査検討事業の事業内容について、との質疑に対し、先進地調査の旅費9万2,000円、需用費として

食のフリーマーケットの経費 11 万円、基本構想その他の印刷製本費 14 万 3,000 円、役務費として構想策定後に施設の費用対効果並びに補助事業に向けた調査を実施する専門知識の提供をいただくために 65 万 5,000 円を計上している。との答弁。

次に、地域 ICT 利活用モデル構築事業について、何か具体化されたものがあるのか、との質疑に対し、システム開発は 3 月 19 日の工期ということで進めている。おおむね作業は進んでいるが、今は最終的なデータを整理している段階である。現在、ポータルサイトとして最終的な試運転を行なっている状況であり、3 月中旬以降ポータルサイトを運用したい。との答弁。

次に、国営換地計画従前地調査等受託事業に係る内容・地域について、との質疑に対し、対象地区は開発地区・上美唄地区・西美唄地区・上美唄東地区の 2,100 ヘクタールの地区の農業者基本台帳や登記簿等で各種権利関係の設定状況、農作業従前地委託の実施状況を調査し、関係農家の意向を把握し、地元の説明会の調整を行なうものである。との答弁。

次に、林道整備事業について、場所はどこか、また、この事業は今後も続けていく事業なのか、との質疑に対し、この事業は道営事業で実施するものであり、美唄と三笠を結ぶ林道、美三線の路面あるいは壁等に亀裂等がおきている部分を整備するものである、工事については

平成 17 年度に空知支庁が調査し、18 年度から 21 年度までの 4 年間で行なう事業である。との答弁がありました。

次に、第 7 款商工費、第 8 款土木費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、東明公園の池の整備について土木費の中でどの部分に予算化されているのか、また、整備の時期・規模について、との質疑に対し、この事業は、公園費の交流拠点施設周辺環境整備事業で、東明公園の池の「ていたい則面」等を整備・補修し、工事請負費として 300 万円を予算化している。内容としては、池のていたい、下流面の 3 段ステップのうち、最上級のステップからの漏水を、当面の応急対策として補修するものである。工期については雪解け後の状況を見ながら施工したい。桜祭り終了後 7 月中には完成予定である。との答弁。

次に、企業立地等振興対策補助事業に係る産炭地域の工業団地の土地価格 50% オフとの新聞報道の内容について、との質疑に対し、工業団地の価格については昨年 7 月 1 日付けで価格の見直しを行った。従来価格と比較すると最大 56% から 28% 引きとしたが、今回、期間限定とした値引きのキャンペーンを開催することが決まった。産炭地域の中小機構が持っている工業団地の分譲が思うように進まないということから、北海道空知・釧路地域企業立地応援キャンペーンという企画に基づいた事業であり、3 月 17 日から平成 21 年 3 月 31

日までの期間限定で特別価格の値引きを設定している。これには条件があり、土地を取得してから1年以内に建設着工すること、さらに5名以上の雇用確保が見込まれることなどの付帯条件のもとに期間限定で設定したものである。

価格については、荒造成の場所で7割引、条件等によってはさらにという話もあるが、区画的には1,370円から2,200円という設定をした。これは昨年の7月から見ると、非常に安くなっていると言える。この価格の見直しに伴い、6月には大阪・東京で産炭地振興を兼ねた工業団地の価格引き下げキャンペーンを大々的に行なう予定だと聞いている。本市においても情報を的確に捉え、工業団地の分譲に努めたい。との答弁。

次に、住宅改修促進助成事業の具体的な内容と予算計上に至った経緯について、との質疑に対し、事業の内容として、この制度の目的は、高齢の方々が自宅で安心して暮らせるよう住宅を改修する場合に費用の一部を補助する制度である。この事業によりバリアフリー化を促進し、住宅環境の向上を図ることとしている。対象となる住宅については、市内にある住宅で60歳以上の方が居住、あるいは同居している、または将来的に一定期間内に同居を予定している住宅。改修内容は、床の段差解消、スロープの設置、スロープに変わる移動補助器具の設置、トイレなどの衛生器機の設置、工事に関連する給排水設備など、高齢者が生活しやすくなるような改修ということ

で考えている。助成金額については、現在、市内で具体的に検討しているところであり、他の自治体や先進地の実績、あるいは介護保険との関わりも含めながらおおよその件数・金額等を試算し、予算計上したものである。との答弁がありました。

次に、第9款消防費、第10款教育費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、救急救命士養成事業に係る、人口類似市における有資格者人数、事業に対し国や道の補助、また、通常業務における支障は無いのか、との質疑に対し、救急救命士養成について、従前は東京にある養成所に6ヶ月の養成期間であったが、今年から薬剤の座学と挿管の座学が加わり、7ヶ月という期間となった。7ヶ月後、国家試験を受けて救命士という形になる。その後、救命士として160時間以上の病院研修終了後、救急車に乗って特定行為を行なえる状況となっている。また、類似団体については隣接の砂川市が16名の有資格者、ほかの部分は確認していない。この事業に係る補助は、普通交付税で措置されている。

長期間にわたる養成について、勤務的に負担は大きくなるが必要に応じて養成に努めたい、との答弁。

次に、消防広域化推進構想について、南空知の医療圏をベースにした広域化計画が道で示されたが、美唄ではどのような評価・課題はどこにあるか、どのように押さえているのか、との質疑に対し、

国からの告示、あるいは消防組織法の一部改正により、現在北海道において21のブロックに分けた広域化推進計画案を作成している。美唄は南空知の管轄で広域を進めていく案ができており、現在、南空知については美唄・三笠・夕張が単独、南空知消防事務組合として栗山・長沼・由仁・南幌で一つの組合を作っている、岩見沢は月形町と組合を作っている。単独の3市と2つの組合で広域化の推進となるが、この辺の調整について問題があると考えている。現在の消防力の低下を招かないように、広域化の組み合わせが完全に決まった場合、運営方法・組織体制を協議し、職員にも十分説明を行い、意見を取りまとめていきたい。との答弁。

次に、小・中学校耐震診断事業の内容・スケジュールについて、との質疑に対し、手数料として、コンサルタントに設計書の情報提供を行い、耐震化に向けた優先度を診断していただく予定となっている。また、スケジュールについては、平成20年度で優先度を行なった上で、今後、全市的な耐震化の方針を作っていく、国土交通省の耐震化に向けた補助制度を活用するために、市として耐震化に向けた計画が必要であることから、そういった道筋をつけながら学校の耐震化が進めやすい体制ができるように整えたい。との答弁。

次に、美唄市における就学援助率はどんな位置付けにあるのか、全国平均・全道平均との比較は、との質疑に対し、全

道的な援助率の中で本市の援助率は高いと認識している。この就学支援はどの子どもも等しく教育を受けることができるということの権利があり、困窮している家庭の支援ということをやっている。全国・全道で支援する内容を比較するとメニューが相当違う部分があり、その中で美唄市のメニューは充実しているものと自評するものの、財政的な面で厳しい部分もある。管内・道内と比較して適切な援助の内容について数年前から検討しており、全道の認定率では11番目で数字的には悪くないと考えるが、美唄の子ども達がひもじい思いをしないように、効果的に一定の満足度が得られるよう支援に努めたい。との答弁。

次に、勤労者青少年ホーム管理運営事業に係る、ホームの活用実態・検討結果について、との質疑に対し、毎年利用者が減少しており、過去にはかなりの講座を実施していたが、現在は華道・料理講座を通年で実施、短期講座として美容講座を実施している。利用者が増えて講座も増える形が望ましいと考えるが、社会情勢等の変化により中々利用者が増えないという実態である。

今後のホームのあり方については、運営委員会等の中で一定の見直しを図り、20年度中に一定方向を出そうと検討している。との答弁。

次に、総合体育館管理運営事業に係る、指定管理者制度について、との質疑に対し、指定管理者制度の導入については、議会議論を踏まえ、現職員の再雇用につ

いて相手方と協議をしてきたものの、結果として、全員の再雇用に至っていないことに対し、教育委員会として重く受け止めている。今後の導入にあたり、雇用不安を招かぬよう相手方と十分協議し、施設管理者である教育委員会として十分意を尽くしたい。また、指定管理者の指定期間は3年となっており、法令遵守はもちろんのこと、公の施設の設置目的に添って市民サービスの向上が図られるようその改善に努めるなど、指導していきたい。との答弁がありました。

次に、第11款災害復旧費から第15款予備費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

職員費に係る新年度の採用計画・組織機構の改編を考えているのか、また、4月からパート労働法の改正により国からの改善に向けた指導の有無、内部でその議論をしているのか、との質疑に対し、今年度の退職予定者は3月10日現在で、病院28名、一般会計22名、合計50名の予定となり、平成20年4月1日現在で455名ということで考えている。少数精鋭主義ということで組織を一部見直しするなど対応したい。平成20年度の新規採用者については今後検討した中で行っていきたい。また、パート労働法の改正について、第43条で国家公務員・地方公務員は適用除外となっている。制度の詳細についてはまだ情報が入っていない状況であり、今後、情報収集をしていきたい。また、法の趣旨を尊重して、市においても任用管理の改

善・福利厚生増進等について配慮・検討すべきものがあれば検討していきたい。との答弁がありました。

次に、議案第10号平成20年度美唄市国民健康保険会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、国保会計に後期高齢者医療制度がどのように関わるのか、との質疑に対し、国民健康保険から後期高齢者医療に移行される人数は3,900人と見込んでおり、税額にして2億4,000万円程度減少するものと見込んでいる。後期高齢者との関わりは、支援金として、後期高齢者の医療給付に対する2分の1を公費負担とし、残りの半分のうち1割分が被保険者負担、残り半分の4割が各医療保険者からの支援分になる。との答弁がありました。

次に、議案第11号平成20年度美唄市老人保健会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

老人保健会計と後期高齢者医療制度との関わりについて、との質疑に対し、大きく減額している理由として、医療費の会計年度で3月診療分が大きな区切りとして経理されているものであり、一般の医療制度改正による施行が平成20年4月からとなるため、平成20年3月診療分までが老人保健会計で経理されるものであるため、平成20年度予算については1ヶ月分の計上となった。平成20年4月診療分から後期高齢者医療会計で経理されることとなる。また、

老人保険会計としては精算等の手続きもあるため、平成22年度まで残る予定である。との答弁がありました。

次に、議案第15号平成20年度美唄市後期高齢者医療会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、保険料の平均額と上限額、加入する人数、75歳以上の収入の区分、保険料が凍結される人数について、との質疑に対し、18年中の所得を基に試算した場合、平均額7万5,946円であり、軽減前の金額であり、軽減後の1人当たりの平均額は6万130円となる。上限額は年間50万、加入予定者は今年の7月30日まで4,690名を予定、国保から加入3,900名、残り約800名が社会保険等からの加入者となる。収入の区分については広域連合で保険料を決定しており詳細については承知していない。また、保険料が軽減される人数について、7割軽減予定者が2,274名、5割軽減予定者が127名、2割軽減予定者が320名、社会保険料被保険者で凍結される人数については、今の時点では特定できない状況であり、4月中旬以降社会保険庁を通じて情報が提供される予定である。との答弁。

次に、4月15日に年金から天引きされる保険料はどのように周知されるのか、との質疑に対し、制度が4月から始まるため、4月1日付けで対象者に通知する予定で準備を進めており、1週間以内に手元に届く予定である。との答弁が

ありました。

次に、議案第16号平成20年度市立美唄病院事業会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、平成19年度事業予定量と比較した場合、20年度の当初計画を見込むときに、今までみたいな乖離が生じない自信があるのか、との質疑に対し、平成19年度の患者数での比較では、一般で患者1日当たり19.8人が落ちるが、内科の部分がほとんどであり、新年度は内科の入院がゼロということで見込んでいる。その他、外科・整形等については19年度見込みと同程度ということ考えている。外来についても決算見込みとの差が4人程度出ているが、ほぼ同じ程度で積算している。との答弁。

次に、再編計画に伴い、救急医療に一般会計が新たに3,000万円手当をするということだが、救急医療に関わる収入と経費はいくらになるのか、との質疑に対し、救急外来診療に関わる試算について、今までも不採算部門ということで、交付税措置されている部分について繰出されている部分であるが、収入は従来分として約3,042万円、今回集約に伴い増加する部分で975万円、合計4,017万円を見込んでいる。費用として、従来部分で約6,200万円、集約で増加する費用は4,006万円、合計1億0,206万円を見込んでいる。収支では約6,189万円の不足が生じるということで、交付税措置される救急医療に

関わる部分の3,200万円と今回追加で繰出される3,000万円の合計6,200万円を見込んでいる。との答弁。

次に、今年度から累積債務解消分として一般会計が8,000万円措置されることになるが、一般会計の措置が今後どのように推移されていくのか、との質疑に対し、現時点で非常に厳しい中で、平成20年度に4億4,000万円の繰出を見込んでいるが、実際に交付税算入されるのは2億8,272万7,000円と見込んでおり、1億6,000万円ほど交付税以外で埋めているのが実態である。今後の対応については、できるだけ早い期間で対応する。国の不良債務対策の内容も十分に踏まえながら解消を図り、その一つのポイントとして公立病院改革ガイドラインの計画を策定し、何年で解消を図るかということを検討しながら一般会計の体力も踏まえ、しかるべき対応を一般会計として責任を果たしていきたい。との答弁がありました。

次に、議案第8号から議案第18号に係る総括質疑について申し上げます。

「食の駅」整備事業について、建設を前提にした調査・検討事業を取りやめるべきと考えるがどうか、との質疑に対し、

食の駅については、まち全体の活性化を図ることから、本市の基幹産業である農業を中心に、商工業や観光などの連携により地域内循環型の経済基盤が構築することが必要である。本市には宮島沼や日本一の直線道路を初めとし、自然・文化・産業など、さまざまな地域資源が

あり、食の駅はこれらの地域資源を最大限活用し交流を促進し、農業や商工業などに相乗効果が生まれるような活動の展開に結びつけるための核になるものと考えている。食の駅の構想策定に当たり、本市の厳しい財政状況を十分踏まえ、市民検討委員会や関係団体等と連携・協力しながら市民の理解が得られるよう努めたい、との答弁がありました。

なお、議案第39号平成19年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第3号)、議案第40号平成19年度美唄市老人保健会計補正予算(第3号)、議案第41号平成19年度美唄市下水道会計補正予算(第2号)、議案第9号平成20年度美唄市民バス会計予算、議案第12号平成20年度美唄市下水道会計予算、議案第13号平成20年度美唄市介護保険会計予算、議案第14号平成20年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第17号平成20年度美唄市水道事業会計予算、及び議案第18号平成20年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上9件については質疑がありませんでした。

また、質疑終了後、議案第8号平成20年度一般会計予算第6款農林費の農業振興費中、食の駅調査検討事業費100万円について減額修正の動議が出されました。

結果といたしまして、原案及び修正案に対する討論を行い、起立採決の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号ないし議案第41号、議案第9号、議案第12号ないし議案第14号、議案第16号ないし議案第18号の以上10件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第38号、議案第8号、議案第10号及び議案第11号、議案第15号については異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長林 国夫君 これより議案第19号ないし議案第24号の以上6件について一括質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第19号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件ないし議案第24号美唄市立教育研究所設置条例廃止の件**の以上6件については、委員長報告のとおり決定されました。

●議長林 国夫君 これより、議案第25号及び議案第26号の以上2件について、

一括質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第25号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件及び議案第26号美唄市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正の件**の以上2件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第27号について質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。

1番、吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第27号美唄市後期高齢者医療に関する条例制定の件について、討論に参加いたします。

私の立場は議案に反対です。以下その理由と若干の意見を申し述べます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の国民を後期高齢者と区分し、医療費がいやでもかかるこの年齢層をほかの医療保険から切り離し、保険料値上げか医療の粗悪化かどちらをとっても痛みしかない悪魔の選択に追い込んでいく制度で

す。元厚生労働省局長で、大阪大学の堤修三氏は、この制度を姥捨て山と痛切に批判しました。今現在の後期高齢者はもちろん将来高齢者となる全ての国民にまともな医療を受けなくさせる大改悪です。この改悪を指導したのは、財界大企業です。そもそも公的医療保険は国民の家計負担、事業主、企業の保険料、そして公費で運営されています。この間財界は大企業の税、保険料の負担を減らすため、社会保障を切り縮めようと要求しつづけ、医療制度については高齢者医療を現役世代の保険から分離し、企業負担のない制度に変えること、高齢者医療負担を抜本的に増やすこと、診療報酬を包括払いに変え、保険給付を制限することなどを求めてきました。2020年代には戦後ベビーブームの時に生まれた団塊の世代が75歳以上となり、日本の高齢化は更に進むと予測されております。そうなったときにも、大企業は負担増を免れるよう医療切捨ての仕組みを作れというのが財界の要求です。今回の改悪の最大のターゲットは現在50歳台後半から60歳の国民です。相次ぐ患者本人の負担増、国保への国庫補助削減、大企業の正社員削減などを受け、すでに医療費に占める国庫負担と事業主の割合は大きく減っています。今日本の企業の税、保険料負担はフランスやスウェーデンの6割、イタリアの7割にすぎません。これをさらに減らすため、国民に犠牲を転嫁せよという財界の要求は極めて身勝手なものです。ところが現政権、自民

党公明党の政権はこの財界の意向を最優先に国民に情け容赦なく負担増を押し付け、まともな医療を受けられなくしようとしているのです。日本共産党は小さな政府の名で国民の命と健康に対する責任を投げ捨て、官から民への掛け声で公的医療保障を切り捨てる政治と対決してきました。国政でも地方でも高齢者に過酷な医療費の取立てと差別医療を押し付けることを反対し、後期高齢者医療制度の中止・廃止を求めています。以上の理由から美唄市後期高齢者医療に関する条例制定には反対です。

以上、討論を終わります。

●議長林 国夫君 暫時休憩します。

---

午前11時19分 休憩

午前11時20分 開議

---

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、吉岡議員が議案第28号と言われましたが27号ですので議長において取り計らいをいたします。

15番、谷村孝一議員。

●15番谷村孝一議員（登壇） ただいま議題となりました議案第27号美唄市後期高齢者医療に関する条例制定の件につきまして討論に参加いたします。

結論から申し上げます私の立場は原案に賛成であります。

以下、その理由を申し述べさせていただきます。

近年の急速な少子高齢化の中で、高齢

者全体にかかる医療費は 20 年度の推計で約 11 兆 4, 000 億と言われ、国民全体にかかる医療費の約 3 分の 1 を占め、今後もその額は増加することが見込まれます。こうした中、現行の医療保険制度では、現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘されており、国において行なう医療制度改革の下、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度として後期高齢者医療制度は、将来に渡り誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険制度を維持していく上で期待される重要な医療制度であると言えます。また、この制度は、法律の定めによりすべての市町村が加入する広域連合を軸に事業運営が行なわれる仕組みとなっており、市町村と広域連合それぞれの役割を担う上で、本条例を制定することが必要とされていますことから原案のとおり賛成するものであります。何とぞ原案賛成について議員各位のご賛同をくださいますようお願い申し上げます。

●議長林 国夫君 これをもて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 27 号美唄市後期高齢者医療に関する条例制定の件**は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 28 号ないし議案第 36 号の以上 9 件について一括質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 28 号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件ないし議案第 36 号市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件**の以上 9 件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 38 号について質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。

7 番、長谷川吉春議員。

●7 番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第 38 号平成 19 年度美唄市一般会計補正予算に対しまして討論に参加いたします。

最初に結論を申し上げますと私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

ただいま提案されました議案第 38 号平成 19 年度美唄市一般会計補正予算には、日本共産党が一貫して反対してきました後期高齢者医療制度に関する予算が含まれているからであります。一般会計の他の予算にかかる部分は必ずしも反対するわけではありませんが、この中に含まれている後期高齢者医療制度に反対する立場から議案第 38 号に反対するものであります。以上討論を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 38 号平成 19 年度美唄市一般会計補正予算(第 6 号)**は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 39 号ないし議案第 41 号の以上 3 件について一括質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 39 号平成 19 年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第 3 号)**ないし**議案第 41 号平成 19 年度美唄市下水道会計補正予算(第 2 号)**の以上 3 件については、委員長報告のとおり決定されました。

この場合、議案第 8 号について紫藤政則議員ほか 2 名の議員から修正の動議が提出されました。

この際、提案者の説明を求めます。

13 番、紫藤政則議員。

●13 番紫藤政則議員(登壇) ただいま議題となりました議案第 8 号平成 20 年度美唄市一般会計予算に対する修正案について提案理由を説明いたします。

最初に修正内容について申し上げます。

その 1 つ、第 1 条、歳入歳出予算であります。第 1 条中、第 6 款農林費第 1 項農業費第 4 目農業振興費のうち、食の駅調査検討事業費 100 万円を減額し、第 15 款予備費第 1 項予備費第 1 目予備費 2,000 万円に 100 万円を増額しようとするものです。そのため、第 1 表歳入歳出予算の一部を次のように改めます。

第 6 款農林費は原案金額 5 億 1,949 万 3,000 円から 100 万円減額することにより、修正金額は 5 億 1,849 万 3,000 円となり、第 1 項農業費は原案金額 4 億 8,509 万 1,000

円から100万円減額し、修正金額は4億8,409万1,000円となります。

第15款予備費は原案金額2,000万円に100万円を増額することにより、修正金額は2,100万円となり、第1項予備費は第15款予備費と同様で原案金額2,000万円に100万円を増額することにより、修正金額は2,100万円となります。なお、参考として修正に関する説明書となる歳入歳出事項別明細書を添付いたしましたのでお目通しいただきたいと思えます。

次に、なぜその修正が必要なのかその理由について申し上げます。

大きく2つでございます。その1つは、やるべき事業でないものに調査費を継続することに対して異を唱える部分でございます。

3年余の貴重な時間と表面に出る金額だけでも人件費を除く250万円というお金をかけて、すなわち時間とお金をかけて検討継続し、今日までかけてきたのに関わらず未だにこの検討経過の整理を行なうことができない現状にあるということでもあります。

具体的には建設場所、建設費、財源、建設後の運営見通し、すなわち投資対効果の測定、ランニングコスト等将来負担、これが整理ができていないということでもあります。合わせて、農産物加工施設や歩道橋設置等の事業主体協力見通し、他の事業主体の協力見通しがたっていないこと。これらが、検討経過の整理が行なうことができていないという現状。

合わせまして、情報の共有と参加についての考え方でございます。1つは検討経過の情報を開示する。こういうことを言明していたのに関わらずそれが行なわれていないことであります。

さらに、建設の是非についてまちづくりの主体であり主権者である市民の考えを客観的に把握する姿勢、この姿勢が極めて希薄であるということでもあります。今、美唄は未曾有の財政危機下にあります。早期健全化団体に限りなく近づくことにつながるこの食の駅建設事業、継続調査を行なうことはまさに愚策であると断ぜざるを得ないわけであります。一部の先例市である実績を見れば投資に多額の財源が必要であり、その投資に見合う効果が期待できない、そういう事例が多ございます。

これらの状況を考えてこの事業についてすべきでないという意思を議会が明らかにする。そのために修正案を提出した次第であります。以上が修正理由であります。以上、修正案の内容と修正理由について申し上げます。

よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

●議長林 国夫君 これより議案第8号の委員長報告及び修正案に対する質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって委員長報告及び修正案に対する質疑を終結いたします。

これより委員長報告及び修正案に対する討論を行ないます。

10 番、小関勝教議員。

●10 番小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 38 号平成 20 年度美唄市一般会計予算につきまして討論に参加いたします。

私の立場は修正案に反対、委員長報告に賛成であります。

以下、その理由等について申し上げます。

今日地方においては、地域格差が大きな社会問題となるなど極めて厳しい状況にあります。国においては、新たな地方財政健全化法により、地方に対してなお一層の行財政改革を求める状況にあり、本市においては市立病院の不良債務解消や公債費負担の適正化など、厳しい状況にある中であって、市民サービスの変更や市民負担の見直しを最小限にとどめながら財政運営上極めて限られた財源のもと、徹底した歳出の抑制と事務事業の重点化をはじめ、21 世紀まちづくりプラン後期基本計画における福祉・環境・交流及び経済振興の 4 つの重点分野を核として、選択と集中を図り、市民生活に必要な事業の執行に向け、努力と工夫のもと、取り組まれたものと受け止め、関係者のご苦勞に敬意を表する次第であります。結果として一般会計予算総額 1 6 0 億 7, 5 8 0 万 1, 0 0 0 円を確保され、市民のみなさんが安心して暮らせるまち、生き生き美唄の実現に向けて本市のさまざまな課題の解決に真正面から取り組まれる姿勢は評価に値するものと感ずるところであります。

そこで、主要施策の面から特徴的な事業から申し上げますと、まずは、本市の最重要課題である地域医療体制の再構築に向けて市立

病院の再編や夜間、休日の救急医療に対し、美唄市医師会の協力のもと、市民の方々の生命・健康を守る新たな体制づくりを整備されたことに対し、ご協力いただく美唄市医師会に私からも心から感謝とお礼を申し上げます。次に、市政執行方針、主要施策の 5 つの柱にしたがって申し上げます。

第 1 にやさしさと健康のまちづくりについては、子育て支援では妊産婦検診をはじめ、乳幼児等医療費助成や市立幼稚園就園奨励の充実や子育てネットワークの拡充に向けた取り組みなど、健康作りでは新たな生活習慣病対策としての特定健康検査等など、地域福祉の推進においては地域課題解決に向けた住民自らの取り組みに対する支援や、福祉灯油事業の充実のほか、峰延地区の地域福祉の拠点にふさわしい施設として峰延福祉会館を建て替えるなど、市民の皆さん一人ひとりがライフステージに応じた健康で安心した生活を送れるよう、さまざまな視点から市民との協働で進めようとする姿勢に対し、評価をするとともにその成果を期待するものであります。

第 2 に快適な暮らしを実現するまちづくりについては、道路交通網の整備として東 7 条南線や北美唄、峰樺西 6 号線などの整備に着手、民間住宅のバリアフリー化などの改修に対する住宅改修促進助成事業など、快適な生活環境づくりへの取り組み等があげられます。

第 3 に、人と自然が調和したまちづくりについては、宮島沼において、国の自然再生事業と連携した宮島沼自然環境保全基礎調査事業による保護区域内の基礎的な調査や、宮島沼水鳥湿地センターを拠点とした環境学習や情報提供の充実など、自然環境保全への積極

的な取り組み、さらには市民や企業、行政が連携した環境保全や、環境美化の理念と方向性を定める美しきまちづくり環境条例の制定のほか、循環型社会の構築に向けごみ処理体系再構築事業による将来のごみ処理体系の調査に取り組まれること。

第4に、豊かで活力ある産業が広がるまちづくりについては、農業では本市農業の方向性を明確にする美唄市農業ビジョンの策定や、農業支援センターを中心として、認定農業者等の担い手の育成を進める農業経営改善推進事業をはじめ、農村地域の自然環境などを保全し、農村作りを進める取り組みに支援する農地・水環境保全向上対策や、農産物や特産物、観光などの情報をインターネットにより構築し、美唄の知名度を構築させる地域ICT利活用モデル構築事業への取り組みがあげられます。

また、食の駅については、本市の基幹産業である農業を中心に、商工業や観光への相乗効果など、まち全体の活性化の核となるものと期待するところであり、構想策定にあたっては市民説明を十分に果たし、理解・協力を得ながら積極的に取り組まれることを強く期待を申し上げます。

商工業については、中心市街地の活性化に向けた事業検証に取り組む関係団体への支援をはじめ、新製品の開発や企業の創出を図るほか市内外に向けて雪冷熱エネルギーによる利雪技術の普及拡大を図り、地域産業の活性化に向けた取り組みなどがあります。

このような、経済振興策については農業、商工業、観光の振興と産業間の相互連携により、情報通信技術を活用しながら最大限に地

域の資源や人材を生かして交流を促進することで、地域経済の活性化を図っていこうとする姿勢を伺うことができます。

第5に、文化と交流のまちづくりにおいては、教育では学校施設の耐震診断や、小学校移転改修事業をはじめ、標準学力検査や小学校社会科副読本編成事業のほか、中学校のコンピュータ機器の更新などのよりよい教育環境の整備に向けた取り組みが上げられます。

今後とも確かな学力、豊かな心、健やかな身体など子どもたちの生きる力を育むため、学校、家庭、地域社会が一体となった教育体制の推進に努められることを期待するところでもあります。また、アルテピアッツァ美唄や、宮島沼水鳥湿地センターなどの施設の有効活用を図り、それぞれ魅力ある地域資源の情報発信に努めることにより、多様な交流の展開が期待されるところでもあります。

最後に、本市を取り巻く環境は地域医療や経済、雇用、財政など、益々厳しい状況に直面いたしますが、課題解決に向けしっかりと説明責任を果たし、本市が有する人材や施設などの地域資源を活用しながら市民との協働のもと、地域経営という視点に立って安全・安心に暮らすことができる豊かなまちづくりに取り組まれますよう強く期待を申し上げます。

何とぞ議員各位に置かれましてはご賛同くださいますようお願いを申し上げます、私の討論を終わります。

●議長林 国夫君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第8号平成20年度美唄市一般会計予算に対しまして討論に参加い

たします。

結論を先に申し上げますと私の立場は委員長報告に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

福田内閣の2008年度の政府予算は、一般総額が83兆円、政策的経費である一般歳出は47兆円で税収見込が53兆円と低迷し、国債による借金が25兆円となっています。

福田康夫首相は構造改革路線を堅持した予算案と強調しています。

額賀福志郎財務相は、記者会見で一言で言えば成長と改革の予算だと述べました。

行き詰まりが明確になっている構造改革路線への固執こそ暮らしと経済を立て直す最大の障害となっています。

構造改革路線を財政面で具体化した2006年の骨太方針は社会保障を歳出抑制の標的とし、消費税増税を税制改革の柱にしながら経済成長によって税収を増やすという方針を打ち出しました。

同時に歳出面ではグアム基地の建設を含む米軍再編など軍事費を聖域とし、歳入では国際競争力を名目に大企業への減税への大盤振る舞いを前提に据えています。

この構造改革路線の矛盾が噴出しています。政府予算案は来年度も高齢化で増える社会保障予算の2,200位億円の削減を盛り込みました。米軍への思いやり予算をやめれば即座に2,000億円の財源を生み出せるし、生活保護の母子加算の段階廃止は兵器価格の水増しを一部改めるだけで中止できる予算額です。高齢化に伴う社会保障の増加を無理やり押さえる構造改革路線は貧弱な社会保障を

底割れさせ、医療難民、介護難民など悲痛な現実となって現れています。

歴代厚生労働大臣でさえ、社会保障費の削減は限界だと表明しているほどであります。これ以上患者や家族、庶民の負担を増大させることは許されません。

厚生労働省の調査によると、国内総生産に対する社会保障費の給付が30%近いドイツ、フランス、20%を超えるイギリスに対して日本は17%に過ぎません。社会保障を中心とする社会的な安全網が極めて貧弱なまま放置されていることが1990年代の不況をより深刻にしたように、日本経済の大きな弱点になっています。世界経済の結びつきがますます強まり、国際的な経済環境の変化の影響が大きくなればなるほど、国内経済とりわけ内需・家計の安定が一層重要になってきます。

ところが構造改革路線は社会保障の削減や雇用の不安定化などを通じて、もともと弱かった日本の家計を徹底的に痛めつけてきました。内需・家計を増やす構造改革の矛盾はアメリカ経済の偏重によって改めて表面化しています。構造改革路線の成長戦略は大企業の競争力収益力を強めていけば企業収益がいずれ家計にも波及するというものです。ところがリストラと輸出頼みの大企業の業績は裾野が広がらず政府予算案でも税収の頭打ちが鮮明になっています。内閣府が発表した日本経済2007から2008は景気回復の家計部門への停滞した状況にあると分析しています。構造改革路線は額賀財務相が自慢する成長と改革の両面で展望のない行き詰まりが鮮明になっています。構造改革路線を転換し、大企業減税と軍事費の2つの聖域にメスを入れ、

家計を温める予算に抜本的に改めることが必要であります。

こうした中での平成20年度美唄市一般会計予算であったわけですが、その内容は財政健全化法による早期健全化団体に指定されかねない厳しいものであり、そうした中での予算編成に携わった関係職員の並々ならないご努力に対して改めて敬意を表したいと思いません。平成20年度美唄市一般会計予算は、歳入歳出総額は160億7,580万1,000円で前年度当初予算より5.1%減という厳しいものになっております。

そして、それは市税が前年度より約5%減少するという、依然として本市の不況を反映したのもであります。

歳出の面では、民生費の乳幼児等医療費助成事業や妊産婦健康増進事業、福祉灯油事業などの拡充や峰延福祉会館の建設などがありますが、一方では公共下水道料金の15%の値上がりなど市民負担も増えています。

土木費では一定の道路側溝整備や下水道事業などの予算が組まれています。道路側溝整備では市民の要望に応える為にはまだまだ多くの課題が残されています。

また、平成20年度から冬期間の除雪がこれまで10センチで出動していたのが13センチ以上となり、冬期間の交通に市民の不安が募っています。

農林費では、品目横断的経営安定対策による農業収入の減収に対して、水田稲作経営所得安定対策では根本的な改善にはならず、農業収入の減収に対する農家を守る対策は極めて不十分な農業政策です。

また、食の駅については設置を予定してい

る茶市内小学校跡地が場所として不相当であり、財政の面から見ても市の財政を大きく圧迫することは間違いなく、経済効果も期待できるものではありません。

食の駅については抜本的に再検討すべきであります。本市の財政状況を大きく圧迫しているものに市立美唄病院の財政状況があります。経営的には不良債務が23億近くあり、並みの決意では地域医療の確立は困難な状況ですが、市長以下医療関係者、市内医師会及び市民が固い意思統一ができれば可能になることに確信を持ち、一丸となるべきです。市民の命と健康を守るために努力する公立病院の経営に赤字が発生した場合の一般会計からの支出は市民の許容範囲のはずですが、4月から再編計画に基づいた運営が始まりますが、医師と技師は技術の向上、看護師はナイチンゲールの精神で市民に接すれば信頼関係の確立で事態は好転するものと思いません。

本会計予算は厳しい財政状況を反映したものであります。全体としてみれば基本的には国が進める路線に沿った内容であり、認めがたいものであります。本市の財政状況の厳しさは国の財政施策によって今後一層厳しくなることが予測されますが、市長は地方自治の本旨を守り国の悪政から市民生活を守る防波堤の役割をしっかりと果たすためにも国や道に対しても言うべきことははっきりと物を言い、市民本位の市政に全力を尽くすことを期待して討論を終わります。

●議長林 国夫君 8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました議案第8号平成20年度美唄市一般会計予算について討論に参加します。

私の立場は、ただいまの修正案に賛成、委員長報告に反対であります。

その理由と若干の意見を申し上げます。

修正案の提案説明でその趣旨は十分に理解をし賛同をいたします。そしてちょうど1年前の昨年第1回定例会で全く同じ修正案の討論に立ったことを考えました。

この1年間は何だったのか、今年の3月修正案の提案者は、2年半の時間経過は何だったのかと問いかけました。今回の提案は3年半と変わったわけです。ここしばらくの間、まちでお会いする市民の皆さんのずいぶん多くの方が私にも食の駅はどうなるのと、そういう心配の声を上げています。中には決して建設させてはならない、あなた方議員がしっかりやってくれ、こういう言葉を頂く方々も少なくはありません。100万円の調査費ですけれども、100万円という金額は現在の美唄市にとって決して小さな金額ではないと思います。学校では、日々の教育活動の中で100円単位の教材が買えないことで厳しい顔をしなければならなくなっています。

100万円を12校に分ければ8万3,000円あまりになります。多くの子どもたちと教師がそのことによって充実の時間を過ごすことができると私は思います。さて、先ほど予算委員長から報告がありました。この予算審査の中で4人の委員がこの食の駅問題を取り上げました。3人は反対の対場からのものでありました。この議論の中ではこのような意見が出されておりました。ちょっとまとめてみますと、美唄は立地条件が良くない、したがって調査は止めるべきだ。それから、運営が非常に厳しくなっている、そういう厳

しい状況の道の駅こそ調べるべきではないか。そのことを参考とすべきだ。それから、この問題は多くの人を巻き添えにする、だから多くの人意見に耳を傾けるべきだ。それから、歩道橋が客を呼ぶものとは言えない。あの歩道橋からは日本一の直線道路は決して見えない。3年半も時間をかけて行程表もできていない、こんな仕事はない、現在動いている道の駅には経営に苦しみ一般会計から税を投入しているところが多い。市長の答弁として、施設にかける時期ではない、こういう答弁もありました。私は、このいくつもの質疑に対する担当部の答弁を聞いていまして、なかなかその意味するところが受け止められないものが多かったと感じています。そして、しまいにはとうとう委員長の議事整理の時間まで1時間とって何とか進めるそんな状況でした。率直な印象を申し上げれば、この問題を持って余しているなど、そういう感じです。市長の選挙公約で市長がやると言えばそれには反対できない、批判的な発言はもちろん難しいとも言えない、市民の声をそのまま伝えることもできない、困り果てたところではないでしょうか。市民の声を良く聞いてとの趣旨の答弁もありました。それならアンケートを早急に実施すべきです。年内に市民の合意形成を図るとの答弁がありましたが、9月は市長選挙です。桜井市長が再選されたらその選挙結果が市民の声、市民の意向だなどと言出すのではないのでしょうか。私はまじめにそのことを心配しています。さてここは議会の出番です。この修正案を可決して桜井市長を公約の呪縛から救い出し、担当部の職員の背中から大きな荷物を降ろしてあげるんです。

そして、本来の職務である基幹産業である農業振興のために全力投球できる環境整備をすることが今の美唄市にとって大きく役に立つということはえいを待ちません。議員の皆さん、まちづくり基本条例を思い出してください。まちづくり基本条例の第5章市議会の項にはこうあります。市議会の権限と責務としまして、市政運営の監視、牽制をします。監視・牽制です。長期的展望で意思決定し、市政の改善などに向け活動する。長期的展望です。市の政策水準の向上に努め、会議は討論を基本とし、意思決定課程などを明らかにする。これらのまちづくり基本条例の中の議会の役割を改めて思い出していただき、ただいま私が申し上げました内容を是非ご理解をいただきたいと思います。ご承知のように現在の美唄市の財政状況を考えますと、食の駅はやめるか凍結するかにはすべきです。財政が改善されたら改めて市民の意見を聞いて組み立て直すことも可能ではないでしょうか。ここは一番勇気をもって修正案に賛成すべきです。以上、私の討論といたします。

●議長林 国夫君 これをもって委員長報告及び修正案に対する討論を終結いたします。

これより修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、委員長報告について起立により採決いたします。

委員長報告について賛成の議員の起立を求

めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第8号平成20年度美唄市一般会計予算**は委員長報告のとおり決定されました。

1時5分まで休憩いたします。

---

正午 12時 6分 休憩

午後 1時 5分 開議

---

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第9号について質疑を行いません。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第9号平成20年度美唄市民バス会計予算**は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第10号について質疑を行いません。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。

9番、長谷川吉春議員。

● 9番長谷川吉春議員（登壇） ただいま上程されました、議案第10号平成20年度美唄市国民健康保険会計予算に対しまして討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私は原案に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

平成20年度の美唄市国民健康保険会計予算の歳入歳出の総額は36億9,875万円で前年比1億9,637万6,000円の減となっております。これは、国民健康保険加入者の中から3,900人が後期高齢者医療制度に移行したことや、長引く不況による国保税の減少によるものと思われまふ。本市においては後期高齢者の分を除いても約40%の世帯が国民健康保険に加入していますが、その多くは低所得世帯であり、国保税が生活の大きな負担となっております。所得段階別の低所得者の部分では滞納者が急激に増え、保険税滞納者に対する保険証の取り上げ、資格者証の発行の基準が全国平均に比べ極めて厳しいことから保険証の取り上げが急速に増えています。資格者証の場合、医療費を窓口でいったん全額支払わなければならない、負担が大きいため治療を抑制し、病状が悪化するということが全国的に増えています。また、保険証を取り上げられ、受診が遅れたために命を落とした人が過去3年間で42人にもなります。政府はこれまで連続して医療制度を改悪してきましたが、このことは本市の国保会計にも大きな影響を及ぼし、支払準備基金から1億4,000万円以上の取り崩しを2年連続して行なうことにも現れています。

本会計の予算の執行は結果として国の医療制度改悪の内容であり認めがたいものです。

市長は、苦しい生活の中でも懸命に生活している市民の実態に目を向け、市民の生活を守るために国に対してはっきりと物を言い、国庫負担率を元の45%に戻すこと、収納率の低下によるペナルティである国庫支出金の削減をやめるよう強く働きかけ、市民の生活を守る先頭に立たれることを期待して討論を終わります。

●議長林 国夫君 4番、高橋幹夫議員。

●4番高橋幹夫議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第10号平成20年度美唄市国民健康保険会計予算につきまして討論に参加させていただきます。

結論から申し上げます、私の立場は原案に賛成であります。

以下、その理由を述べさせていただきます。

本市の国民健康保険会計予算は、36億9,875万円で、医療制度改革に伴い老人保険受給者が後期高齢者医療制度に移行することなどにより、前年度と比較し5%の減となっております。国民健康保険制度は乳幼児から高齢者まで誰もが安心して医療が受けられる日本独自の制度で、創設以来わが国の医療保険制度の中核として重要な役割を担い、地域医療保険の保持、増進に大きく貢献しております。しかし、わが国の少子高齢化が加速し、医療費がかかる高齢者が激増する一方、それを支える若い世代が激減しております。

国民医療費の総額は全国で33兆円とも言われ、超高齢化社会にも持続可能な医療制度を確立しなければ弱者は医療を受けられないということになりかねません。

こうしたことから、国においては将来に渡り全ての国民が安心して良質なサービスが受けられることができるような医療保険制度を堅持するため、新たな後期高齢者医療制度の創設、医療費適正化の総合的な推進など、要所の措置が講じられているところでございます。医療費の約3割を占めると言われる生活習慣病について、内臓脂肪型肥満に着目した特定保険検診や、特定保健指導を各医療保険者に義務付けをし、平成27年度には平成20年度と比較して糖尿病などの生活病有病者や予備軍を25%減少させることを目標とし、生活習慣病の予防に重点をおくこととしております。本市では、こうした生活習慣病の予防などに一部取り組んでおり、制度改正に伴うさらなる事業の推進に中長期的な医療の抑制の効果が期待されるところであります。

低所得者の加入が多くなる状況の中で、国民健康保険の適正かつ安定的な事業運営の確保を保っていくためには、国民健康保険税の収納確保を図るとともに、国保と保健衛生、福祉部門との連携を強化した保険事業を展開するなど、中長期的な観点に立った事業努力が望まれます。

今後とも、国民健康保険会計の運営にあたりましては、なお一層の努力を傾注していただきますよう要望し、私の討論を終わります。  
●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第10号平成20年度美唄市国民健康保険会計予算**は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第11号について質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第11号平成20年度美唄市老人保健会計予算に対し討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対の立場であります。

以下、その理由を申し上げます。

老人保健会計はこれまでいろいろ不十分さがありましたが、高齢者の医療に一定の役割を果たしてきました。しかし、この度の後期高齢者医療制度によって、実質的に老人保健会計を解体し、高齢者により重い負担になる後期高齢者医療制度に移行する内容であります。後期高齢者医療制度に反対する立場から議案第11号に反対するものであります。以上、討論を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 11 号平成 20 年度美唄市老人保健会計予算**は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 12 号ないし議案第 14 号の以上 3 件について一括質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 12 号平成 20 年度美唄市下水道会計予算ないし議案第 14 号平成 20 年度美唄市介護サービス事業会計予算**の以上 3 件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第 15 号について質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。

7 番、長谷川吉春議員。

●7 番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第 15 号平成 20 年度美

唄市後期高齢者医療会計予算に対し討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

4 月から始まる後期高齢者医療制度は今関係者に通知が送られたり、本市では 25 日から住民説明会が予定されていますが、予算審査特別委員会の質疑の中でも明らかになったように、高齢者に対するこれまでにない最悪の医療制度の改悪です。75 歳以上の人を後期高齢者と勝手に決めつけ、新たな負担と差別的な医療を押し付けるものです。

75 歳以上の人たちを一括りにした医療制度は世界中どこにもありません。

75 歳以上の方は新たに保険料が年金から天引きされ重い負担になります。

保険料の負担が増えるだけでなく、医療内容の差別や制限も検討されていません。これまで以上に早期退院を迫るなどの事態も生まれかねません。高齢者にこれ以上長生きするなど言わんばかりの仕打ちです。しかも、政府は後期高齢者医療制度に便乗して 65 歳以上の高齢者の国民健康保険税も年金から天引きし、70 歳から 74 歳までの人は窓口負担を 1 割から 2 割に増やす計画です。本市では後期高齢者の対象は 4,690 人になり、その保険料は平均で年間 7 万 5,946 円になり、保険料の最高額は年間 50 万円になります。政府はこれまで 2006 年 10 月より長期入院患者への

食費・居住費の負担を増やし、現役所得者並みの医療費の支払を2割から3割に引き上げました。高齢者からのさらなる負担増と医療費削減を目的とした医療制度の改悪は、あくまでも反対するものであります。以上、討論を終わります。

●議長林 国夫君 15番、谷村孝一議員。

●15番谷村孝一議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第15号平成20年度美唄市後期高齢者医療会計予算について討論に参加いたします。

私の立場は原案に賛成であります。

以下、その理由を申し述べさせていただきます。

近年の急速な少子高齢化の中で、高齢者全体にかかる医療費は平成20年度の推計で約11兆4,000億と言われ、国民全体にかかる医療費の約3分の1を占め、今後もその額は増加することが見込まれております。こうした中、現行の医療保険制度では現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘されており、国において行なう医療制度改革のもと、高齢者世代と現役世代負担を明確化し、公平で分かりやすい医療制度として創設され、後期高齢者医療制度は将来にわたり誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険制度を維持可能なものとしていく上で、期待される重要な医療制度であります。平成20年4月1日から全国一斉にこの制度が始まるものであります。

この際、執行すべき本会計予算については、保険料徴収に関するものをはじめ、医療給付費の公費負担などを制度に即

したものと見え、後期高齢者医療制度が平成20年度当初から施行される上で本予算は欠くことのできないものであり、原案のとおり賛成するものであります。

何とぞ原案について議員各位のご賛同をいただきますよう申し上げ、私の討論を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、**議案第15号平成20年度美唄市後期高齢者医療会計予算**は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第16号ないし議案第18号の以上3件について一括質疑を行ないません。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行ないません。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 16 号平成 20 年度市立美唄病院事業会計予算ないし議案第 18 号平成 20 年度美唄市工業用水道事業会計予算**の以上 3 件は、委員長報告のとおり決定されました。

---

●議長林 国夫君 次に、日程の第 3、議案第 37 号財政調整基金の一部積立て停止の件を議題といたします。

本件に関し提案理由の説明を求めます。  
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました、議案第 37 号財政調整基金の一部積立て停止の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、財政調整基金条例に規定する積立金のうち、基準財政需要額に対応する積立金については財政事情により平成 19 年度において、その積立てを停止しようとするものがあります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 これより議案第 37 号について質疑行ないます。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 37 号財政調整基金の一部積**

**立て停止の件**は原案のとおり決定されました。

---

●議長林 国夫君 次に、日程の第 4、承認第 1 号総務・文教委員会所管事務調査の件ないし日程の第 6、承認第 3 号議会運営委員会所管事務調査の件の以上 3 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布いたしました承認書のとおり閉会中も調査を認めることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、**閉会中も調査を認めること**に決定いたしました。

---

●議長林 国夫君 次に日程の第 7、意見書案第 2 号地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備を国が推し進めることを求める意見書ないし、日程の第 9、意見書案第 4 号北海道の消防広域化に関する意見書の以上 3 件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第 2 号について 9 番白木優志議員。

●9 番白木優志議員（登壇） ただいま議題となりました。意見書案第 2 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備を国が推し進めることを求める意見書

いま、第二期地方分権改革に向けて、農業農村整備にかかる直轄事業制度や直轄事業所の廃止などの検討が行われています。

美唄市においては、先人の開墾や国営事業における北海幹線用水路などの基幹水利施設の造成により、今では道内有数の米の生産を担う穀倉地帯に発展しています。

地域の基幹産業である農業を継続させていくためには、国営土地改良事業で造成された北海幹線用水路などの基幹的な農業水利施設を、今後とも引き続き国が責任を持って補修整備していく必要があります。

食料・農業・農村基本法（第7条）では、国は、食料の安定供給とともに農業生産活動がもたらす多面的機能の十分な発揮のため、わが国農業の持続的な発展と農村の振興を図るための施策を総合的に策定し実施する責務を有するとされています。また、昨年3月には、食料・農業・農村政策審議会農業農村整備部会で、土地改良事業にかかる「国と地方の適切な役割分担」として、農地や農業用水等の整備に関する国の関与の必要性などがまとめられています。

国の責務、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、引き続き農地や基幹的農業水利施設の整備について国が積極的に関与していくべきと考えます。

よって、以下の事項を強く求めます。

記

1. 国営土地改良事業制度は国の責務

として今後とも確保すること

2. 国営土地改良事業の推進に必要な国の出先機関を存続させること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月25日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 次に意見書案第3号及び意見書案第4号の以上2件について、1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第3号及び意見書案第4号の以上2件について、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書

政府は2008年4月より、75歳以上を対象に新たな「後期高齢者医療制度」を実施しようとしています。

同制度は①これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75歳以上の全ての高齢者から保険料（初年度平均月額6200円）を徴収する、②月額1万5000円以上の年金受給者は年金から保険料を天引きする、③保険料滞納者は保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させる、④75歳以上を対象にした別建ての

診療報酬（医療保険から支払われる医療費）を設定し、高齢者に差別医療を強いる、ものです。さらに、70～74歳の窓口負担を1割から2割に引き上げる、65～74歳の国保料も年金から天引きする、ことも予定されています。

多くの病気を抱えているハイリスクの高齢者だけをひとまとめにした別建ての医療制度は、世界に例を見ないものです。すでに2006年10月より、長期入院患者への食費・居住費の負担増、現役並所得者の2割から3割負担への引き上げが実施されました。高齢者からの更なる負担増と医療費削減を目的とした医療制度を認めることができません。

よって、下記事項の実現について要請いたします。

#### 記

1. 新たな後期高齢者医療制度は、中止・撤回すること。
2. 70～74歳の窓口負担2割への引き上げを止めること。
3. 医療につかう国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療をうけられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月25日

北海道美唄市議会

北海道の消防広域化に関する意見書

いま北海道は、2006年6月改定の消防組織法や同年7月告示の「消防広域化に関する基本方針」（以下基本方針）を受けて、3月末までに北海道で新たな

消防広域化推進計画を決めようと、昨年発表した広域化推進計画素案（以下素案）について、これまで市町村や消防本部など関係者の意見を聞いています。

この素案は、現在の68消防本部を5年後には21本部へ、一挙に3分の1以下に統廃合しようとするものであります。現行の1消防本部当たりの管轄人口目標10万人に照らしても68本部のうち59本部（87%）がこれを下回り、約半分近い29本部は人口3万人未満となっています。

面積が広大で人口密度が低い北海道をさらに3倍規模に広域化することは、あまりに区域が広くなりサービス低下につながりかねません。

今回の素案は、市町村の要望から出発したものではなく、改定消防組織法や基本方針にしたがって作成されたものであり、もともと消防は、市町村の責任に属する（消防組織法第6、7、8条など）もので、市町村自治の原則が尊重されなければなりません。

よって、下記のことを要望します。

#### 記

1. 計画策定にあたっては、消防に責任を負っている市町村や消防関係者、道民の要望にもとづき、十分配慮した内容とすること。
2. 国の消防力整備指針に示されている職員数や施設、設備などの充足率を早期に強化することと、そのための裏付けのある財政計画を計画に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月25日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第2号については別に発言もないようですので原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第2号地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備を国が推し進めることを求める意見書**は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第3号について質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。

11番、土井敏興議員。

●11番土井敏興議員(登壇) ただいま提出のありました、意見書案第3号高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書に対し討論に参加いたします。

私の立場は反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

今ほど、議案第15号平成20年度美唄市後期高齢者医療会計予算が可決されたところでありますが、わが国は世界最長の平均寿命を誇り、また、健康寿命も極めて長い世界有数の健康度を達成しております。

これが達成できた要因は、経済の発展・成長、公衆衛生水準の向上、医学・薬学の発展など、いろいろ指摘されるところでありますが、中でも国民皆保険もその大きな要因の一つであると言えます。従って、国民の健康と命を守っていくためには、今後加速する少子高齢化、経済成長の鈍化、国民生活や将来負担への意識の変化など、まさに厳しい社会経済環境の変化にも耐えられる持続的で維持可能な医療制度が必要であると言えます。

このような考えをもとに創設される後期高齢者医療制度は、前期高齢者にかかる窓口負担の引き上げなど、確かに高齢者の方には医療費などが負担増になるところではありますが、高齢者世代を支える現役世代の減少という、しかも急速な少子高齢化時代を現に迎える中であって、世代間の負担の公平性を高める方策を講じることは申し述べましたように、国民皆保険を維持可能なものにしていく上で必要であると言えることから、ただいま提出のありました意見書案に反対するものであります。何とぞ議員各位におかれましては、ご賛同くださいますようお願い申し上げます、私の討論を終わります。

●議長林 国夫君 13番、紫藤正則議員。

●13番紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました。意見書案第3号高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書について、私は原案に賛成する立場で討論に参加をいたします。

ただ今のこの意見書案に対する反対討論の中で国民皆保険これが維持継続をしていくためにも必要である。そういう趣旨のご発言がございました。

私はこの国民皆保険が危ういというふうに考えております。今朝か昨日か毎日新聞にも出ておりましたが、この滞納者に対する資格者証の扱いが従来適用外でありました、75歳以上の方にも適用されるという内容の記事でありました。そのことによってどういった事態が生じるかといいますと、窓口で10割の医療費を負担をするということでありまして、それによって負担ができない方は受診を控える。体調悪くても病院に行かない。これは滞納対策とは別次元で、国民皆保険制度を壊すと批判された内容でございました。

持続可能な社会さらには負担の公平、若年層と高齢者との負担の公平、これは新たな医療制度改革の議論の中で、法律を通そうとする政府が提案理由として並べ立てる文言であります。私たちは身近にお年寄りと生活を接し、そして、病気で苦しんで日々を送っている人方の息使いを肌で感じる基礎自治体にかか

わる議員の一人として霞が関なり永田町から見るこの医療制度ではなくて、地域から支える、地域から発信する医療制度にしていくという立場を堅持するのが私たちの役割だろうというふうに考えております。確かに、法律が成立、施行されまして、既に予算面でもそれから具体的にこの事務を執行するための手続が整って4月からは年金天引きもされるという状況になっているわけでありまして、すでに動き出しております。法律を受けて自治体がやらなきゃならないこの作業は、作業としつつも、制度そのものを変えるように、改めるようにこれを声を出す役割を議会が失う、このことは決してやってはいけないことだというふうに私は信じています。合わせましてこの意見書につきましては、3月の定例会が始まる前に日々この医療制度を勉強し、具体的に行動をされている年金者組合の方々が議会に対して、請願書の採択を求めて議長に対して、要請に来ていただいた経過を私は承知をしている訳であります。その際、代表者会議でも一部議論いたしましたけれども、請願は、本来この美唄市の事務として美唄市が判断でき、そしてその請願内容に応えるものであれば、その請願をしっかりと議論をするということは、これは中身のあることだけれども、法律にかかわる問題であって、美唄市の責任として、事務としてそのことに対応は難しいというよりはできない。そこで、請願を出されて、一定の要件があれば、それを受理す

るという責めはあるけれども、それが委員会に付託され、審査する段階になると、願意に添えがたしという結論を出さざるを得ないという内容をお話してこの意見書で議論をしていただくという形になった経過がございます。窓口段階で、事務局含めて議長がご苦勞された経過があります。そして請願予定者もそのことを理解して、撤回をしたという経過も重く受け止めなきゃならないと思う訳であります。しかし、この意見書に係る議論については、まさに代表者会議でいい悪いの議論だけあります。内容についてしっかり議論しようとする姿勢もなかった訳であります。私はこれは美唄の市議会における憲法で保障された請願権をどのように地方議会で生かして行くかという真摯な姿勢に欠けるものだろうと、こういうふうに、実は残念に思った次第であります。私はこれらの経過を踏まえて、この意見書をしっかりと取り扱うというそういう姿勢と合わせて、先ほど申し上げました日々の暮らしに一番近い私たちがしっかりと国に対して考え方をぶつけることの大切さを改めて感じた次第でございます。何故この意見書に賛成するかということにつきましては、この意見書案に書かれているとおりであります。重複は避けたいと思います。地方議会における意見書の取り扱い、これらのことに重点にお話を申し上げました。何卒この意見書について、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。賛成討論にかえます。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、**意見書案第3号高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書**は否決されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました意見書案第4号については別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第4号北海道の消防広域化に関する意見書**は原案のとおり可決されました。

---

●議長林 国夫君 以上をもって、今期定例会に付議されました各案件は全部議了いたしました。

これをもって、平成20年第1回美唄市議会定例会は閉会いたします。

---

午後 1時51分 閉会